

改正

平成12年3月31日規則第86号

平成15年3月31日規則第55号

平成16年6月30日規則第58号

平成18年12月20日規則第124号

平成19年3月30日規則第30号

平成31年2月28日規則第5号

令和3年3月31日規則第71号

令和6年3月5日規則第14号

令和7年3月5日規則第33号

世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号。以下「区条例」という。）及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）に基づき、区が処理することとされた高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号。以下「都条例」という。）に規定する特別特定建築物に係る制限の緩和の認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関する報告)

第2条 令第32条第1項の規定による特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（法第14条第3項の規定による条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関する報告は、特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書（第1号様式）に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行うものとする。

2 令第32条第2項の規定による建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑

化基準への適合に関する事項に関する報告は、建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書（第1号の2様式）に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行うものとする。

（建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査）

第2条の2 法第17条第3項の規定による計画の認定（以下「特定建築物の計画の認定」という。）

又は法第18条第1項の規定による計画の変更の認定（法第22条の2第5項において準用する場合を除く。以下「特定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定を受けようとする者は、法第17条第4項の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等（同法第6条第1項に規定する建築主事等をいう。以下同じ。）が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

（計画の通知）

第3条 法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第2号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）を添えて、建築主事等に行うものとする。

（計画の変更）

第4条 特定建築物の計画の変更認定又は法第22条の2第5項において準用する法第18条第1項に規定する計画の変更の認定（以下「協定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする

者は、変更認定申請書（第3号様式）の正本及び副本（法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定により適合通知を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請書の正本及び副本並びに建築確認申請書の正本及び副本）に省令第10条第2項に規定する通知書（以下「認定通知書」という。）並びに当該計画の変更に係る書類及び図面を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請について認定をしたときは、変更認定通知書（第4号様式）に変更認定申請書の副本（法第18条第2項において準用する法第17条第7項の規定により適合通知を受けて計画の変更認定をした場合にあっては、変更認定申請書の副本及び当該適合通知に係る書類に添えられた建築確認申請書の副本）を添えて、申請をした者に通知するものとする。

（建築主等の変更）

第5条 特定建築物の計画の認定を受けた計画（特定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあっては、その変更後のもの）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）又は法第22条の2第4項の規定による計画の認定（以下「協定建築物の計画の認定」という。）を受けた計画（協定建築物の計画の変更認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物（以下「認定協定建築物」という。）の工事が完了する前に特定建築物の計画の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）又は協定建築物の計画の認定を受けた者（以下「認定協定建築主等」という。）を変更しようとするときは、認定建築主等又は認定協定建築主等は、新たに認定建築主等又は認定協定建築主等になろうとする者と連署して、建築主等の変更届（第5号様式）の正本及び副本に認定通知書（特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあっては、認定通知書及び変更認定通知書。以下同じ。）を添えて、区長に届け出なければならない。

- 2 建築主等の変更届の副本及び認定通知書は、変更後の認定建築主等に返還するものとする。

一部改正〔平成15年規則55号・18年124号・令和3年71号〕

（認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告）

第6条 法第53条第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による報告は、認定特定建築物又は認定協定建築物の工事の完了時その他特に区長が必要と認める場合に、認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書（第6号様式）に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に行わなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認

定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請した者は、区長が当該特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第7号様式）の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

2 区長は、第3条の通知を行った場合において取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第8号様式）により建築主事等に通知しなければならない。

3 取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

（認定特定建築物又は認定協定建築物の建築の取りやめ）

第8条 認定建築主等又は認定協定建築主等は、認定特定建築物又は認定協定建築物の工事を取りやめようとするときは、取りやめ届（第9号様式）の正本及び副本に認定通知書を添えて、区長に届け出なければならない。

2 取りやめ届の副本及び認定通知書は、認定建築主等又は認定協定建築主等に返還するものとする。

（建築基準法の特例の認定）

第9条 法第23条第1項の規定による既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定を受けようとする者は、特例認定申請書（第10号様式）の正本及び副本に区長が必要と認める書類及び図面を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、特例認定通知書（第11号様式）に特例認定申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

（制限の緩和の認定）

第10条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区が処理することとされた都条例第14条又は区条例第17条の規定による高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できること又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないことについての認定を受けようとする者は、認定申請書（第12号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他必要な資料を添えて、区長に申請しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の

	位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ

2 区長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書（第13号様式）に同項の認定申請書の副本及び添付図書を添えて、申請をした者に通知するものとする。

（特別特定建築物に係る是正命令）

第11条 法第15条第1項の規定による是正命令は、特別特定建築物に係る是正命令書（第14号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第86号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第55号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式の使用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成16年6月30日規則第58号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月20日規則第124号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第30号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第71号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2様式、第3号様式、第5号様式から第7号様式まで、第9号様式、第10号様式及び第12号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和6年3月5日規則第14号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月5日規則第33号）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第1号の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

第 1 号様式（第 2 条関係）

特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 4 条第 3 項の規定による条例で付加した事項を含む。）への適合に関する事項に関するものについて報告します。

年 月 日

世田谷区長 あて

建築主等 住所
氏名
(法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

1 敷地の地名地番				
2 設計者、施工者等の住所 及び氏名（法人にあつては、 その事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名）	電話番号 ()			
3 特別特定建築物の概要	敷地面積 延べ面積 建築面積 用途 構造 階数		m^2 m^2 m^2 m^2	
	地上	階	地下	階
4 報告事項				
※ 備考	※受付欄		※決裁欄	
	年 月 日			
	第 号			
	係員			

(注意)

※印のある欄は、記入しないでください。

第 1 号の 2 様式（第 2 条関係）

建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の
建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 4 条第 3 項の規定による条例で付加した事項を含む。）への適合に関する事項に関するものについて報告します。

年 月 日

世田谷区長 あて

建築主等 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

1 敷地の地名地番				
2 設計者、施工者等の住所 及び氏名（法人にあっては、 その事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名）	電話番号 ()			
3 特定建築物の概要	敷地面積		m ²	
	延べ面積		m ²	
	建築面積		m ²	
	用途			
	構造			
	階数	地上	階	地下 階
4 報告事項				
※ 備考	※ 受付欄		※ 決裁欄	
	年 月 日			
	第 号			
	係員			

(注意)

※印のある欄は、記入しないでください。

		第 年	月	号 日
計 画 通 知 書				
建築主事等 あて				
世田谷区長名				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）による申請がありましたので、同法第17条第5項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり建築計画を通知します。				
記				
1	申請年月日	年	月	日
2	建築主等			
3	敷地の地名地番			
4	特定建築物の用途			
5	工事種別			
6	敷地面積	㎡		
7	延べ面積	計 画 部 分	㎡	
		計画以外の部分	㎡	
		合 計	㎡	
8	構 造			
9	階 数	地階を除く階数（地上階数）	階	
		地階の階数	階	
10	添付書類	建築確認申請書		

第3号様式（第4条関係）

変更認定申請書 年 月 日		
世田谷区長 あて 建築主等 住所 氏名 （法人にあっては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号 （ ）		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。） 第18条第1項（法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定 に基づき、計画の変更についての認定を申請します。		
1 認定年月日・番号	年 月 日 第 号	
2 敷地の地名地番		
3 変更内容		
4 法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無	（有・無）	
※ 備考	※ 受付欄	※ 決裁欄
	年 月 日	
	第 号	
	係員	
（注意） 1 認定通知書並びに当該計画の変更に係る書類及び図面を添付してください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。		

第4号様式（第4条関係）

		年 月 日
変更認定通知書		
あて		
認定番号	第	号
認定年月日	年 月	日
(※)	確認番号 確認年月日 建築主事等の氏名	第 年 月 号 日
世田谷区長名		印
下記による特定建築物の計画の変更又は協定建築物の計画の変更については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第18条第2項（法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第 条第 項の規定に基づき計画の変更の認定をしましたので通知します。		
記		
1 申請年月日	年 月 日	
2 敷地の地名地番		
3 変更内容		
(※) は、当該変更の認定に係る建築物又はその部分が法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入します。 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。		

建築主等の変更届

下記の建築物に係る建築主等を次のとおり変更したいので、世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

世田谷区長 あて

旧建築主等 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

新建築主等 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

記

1 認定年月日・番号	年 月 日 第 号	
2 敷地の地名地番		
3 建築物の用途		
4 変更の理由		
※ 備考	※ 受付欄	※ 決裁欄
	年 月 日	
	第 号	
	係員	

(注意)

- 1 新旧の建築主等が連署して提出してください。
- 2 認定通知書（特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあっては、認定通知書及び変更認定通知書）を添付してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

第6号様式（第6条関係）

認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第4項又は第5項の規定に基づき、下記のとおり認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告します。

年 月 日

世田谷区長 あて

建築主等 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

記

1 認定年月日・番号	年 月 日 第 号			
2 設計者、施工者等の住所 及び氏名（法人にあっては、 その事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名）	電話番号 ()			
3 敷地の地名地番				
4 建築物の概要	用 途		階 数	
	延べ面積	m ²	建築面積	m ²
	構 造			
5 報告事項	完了予定年月日 年 月 日 その他			
※ 備考	※ 受付欄		※ 決裁欄	
	年 月 日			
	第 号			
	係員			

(注意)

※印のある欄は、記入しないでください。

第7号様式（第7条関係）

取下げ届

下記の（変更）認定申請を取り下げたいので、世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

世田谷区長 あて

建築主等 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

記

1 認定又は変更認定申請年 月日	年 月 日	
2 敷地の地名地番		
3 建築物の用途		
4 取下げの理由		
※ 備考	※ 受付欄	※ 決裁欄
	年 月 日	
	第 号	
	係員	

(注意)

※印のある欄は、記入しないでください。

第 年 月 日 号

取 下 げ 通 知 書

建築主事等 あて

世田谷区長名

下記により通知した建築計画については、世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定に基づく取下げ届が提出されたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 通知年月日及び通知番号 年 月 日 第 号
- 2 建築主等
- 3 敷地の地名地番
- 4 建築物の用途
- 5 工事種別
- 6 取下げ届受理年月日 年 月 日

取りやめ届

下記の建築物の工事を取りやめたいので、世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

世田谷区長 あて

建築主等 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

記

1 認定年月日又は変更認定年月日	年 月 日	
2 認定番号	第 号	
3 敷地の地名地番		
4 建築物の用途		
5 取りやめの理由		
※ 備考	※ 受付欄	※ 決裁欄
	年 月 日	
	第 号	
	係員	

(注意)

- 1 認定通知書（特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあっては、認定通知書及び変更認定通知書）を添付してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

年 月 日

特例認定申請書

世田谷区長 あて

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第9条第1項の規定に基づき既存の建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定を申請します。

1 建築主等の住所及び氏名	電話番号 ()		
2 代理者の住所及び氏名	電話番号 ()		
3 敷地の地名地番			
4 防火地域とその他の地域又は地区	防火地域 準防火地域 その他		
5 特定建築物の概要	用途		敷地面積 m^2
	延べ面積	() m^2	階数
	建築面積	m^2	構造
6 耐火構造のみなし適用 (建築基準法第27条第2項)	有・無		
7 設置するエレベーターの概要	種別		最大定員
	用途		定格速度
	積載荷重		
※ 備考	※ 受付欄		※ 決裁欄
	年 月 日		
	第 号		
	係員		

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 4 欄には、当該地域又は地区における建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、敷地面積に対する割合を記入してください。
- 5 欄の()内には自動車車庫（専ら自動車又は自転車が停留する場所又は駐車するための誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 6 欄は、特定行政庁の認定による耐火構造のみなし適用の有無について、○をしてください。
- 記載欄に記入することができないときは、別紙に記入してください。

第 号
年 月 日

特例認定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付で申請のあった既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり認定します。

記

- 1 敷地の地名地番
- 2 防火地域とその他の地域又は地区
- 3 条件

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

(第 1 面)

年 月 日

認定申請書

世田谷区長 あて

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

条例第 条の規定により
認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

※受付欄	年 月 日 第 号				※処理欄	
※決裁欄	担当	係長	課長	部長		

(注意)
※印のある欄は、記入しないでください。

(第2面)

1 建築主等の住所及び氏名	電話番号 ()				
2 代理者の住所及び氏名	電話番号 ()				
3 敷地の地名地番					
4 地域又は地区					
5 建築物の主要用途		6 建築物の数	棟	7 最高の高さ	m
	申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合	敷地面積に対する割合の限度
8 敷地面積	m ²	m ²	m ²		
9 建築面積	m ²	m ²	m ²	%	%
10 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%	%
(1)	()	()	()		
(2)	()	()	()		
(3)	()	()	()		
(4)	()	()	()		
(5)	()	()	()		
(6)	()	()	()		
(7)	()	()	()		
(8)	()	()	()		
(9)	()	()	()		
(10)	()	()	()		
(11)	()	()	()		
(12)	()	()	()		
※ 備考					

(第3面)

(注意)

- 1 4欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。
- 2 10欄には、[1]から[11]までを含めた建物全体の床面積を記入してください。また、10欄の()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
 - [1] 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - [2] エレベーターの昇降路の部分
 - [3] 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - [4] 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下同じ。）の用途に供する部分
 - [5] 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
 - [6] 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分
 - [7] 自家発電設備を設ける部分
 - [8] 貯水槽を設ける部分
 - [9] 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。以下同じ。）を設ける部分
 - [10] 住宅の用途に供する部分
 - [11] 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
- 3 10欄[1]は、容積率の算定の基礎となる延べ面積（各階の床面積の合計から[1]に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、[2]及び[3]に記入した床面積並びに[4]から[9]までに記入した床面積（これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積）を記入してください。
 - ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分 5分の1
 - イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
 - ウ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
 - エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1
 - オ 貯水槽を設ける部分 100分の1
 - カ 宅配ボックスを設ける部分 100分の1

第 年 月 日
号

認 定 通 知 書

あて

世田谷区長名 印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画については、
条例第 条の規定に基づき認定しましたの
で通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 敷地の地名地番
- 3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

第 年 月 日 号

特別特定建築物に係る是正命令書

あて

世田谷区長名 印

下記の特別特定建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第14条の規定による（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 条（第 項第 号）・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例第 条（第 項第 号）・世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第 条（第 項第 号））の規定に違反しているので、法第15条第1項の規定により下記のとおり命じます。

記

- 1 特別特定建築物の所在地
- 2 特別特定建築物の用途、構造及び規模
- 3 措置
- 4 理由

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。